## ○経済産業省告示第二百四十五号

外国為替令 (昭和五十五年政令第二百六十号)第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第

十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等 (平成二十一年経済産業省

告示第二百二十九号) の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月十七日から施行する。

平成二十六年十二月十七日

経済産業大臣 宮沢 洋一

第一号に次のように加える。

タ イエ メン共 和 国における平 和等を脅かす活 動に関与した者等として外務大臣が定めるもの (国際) 連合

安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるイエメン共和国にお ける平

和等を脅かす活動に関与した者等を指定する件(平成二十六年外務省告示第三百九十四号) で定めるも

のをいう。)

新旧対照表

○外国為替及び外国貿易法第十六条第一 告示第二百二十九号) 項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等 (平成二十一年経済産業省

(傍線部分は改正部分)

た支払 に対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けは居住者による非居住者との間の支払であって次に掲げるもの居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又 イ〜ヨ 議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるイ 等として外務大臣が定めるもの エメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等を イエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者 (略) 改 正 (国際連合安全保障理事会決 案 た支払 イ〜ヨ に対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けは居住者による非居住者との間の支払であって次に掲げるもの居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又 (新設) (略) (略) 現 行